

協議第3号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について提案する。

平成15年6月4日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	4 新市の事務所の位置について

協 議 調 書

協議項目	4	新市の事務所の位置	所管	合併協議会事務局
調整の内容				

団体名	事務所所在地	施設の概要	備考
石狩市	石狩市花川北6条1丁目 30番地2	建築年月 平成5年11月(築9年7月) 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、塔屋1階建 延床面積 10,000.59㎡ 敷地面積 17,543.94㎡	地方自治法(昭和22年法律第67号) [地方公共団体の事務所の設定又は変更] 第4条第1項 地方公共団体は、その事務所の位置を 定め又はこれを変更しようとするとき は、条例でこれを定めなければならない。
厚田村	厚田郡厚田村大字厚田村 18番地1	建築年月 昭和38年12月(築39年6月) 構造・規模 木造モルタル垂鉛鋼板葺2階建 延床面積 1,054.67㎡ 敷地面積 2,392.56㎡	
浜益村	浜益郡浜益村大字浜益村 2番地3	建築年月 平成6年11月(築8年7月) 構造・規模 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建 延床面積 3,310.48㎡ 敷地面積 5,708.00㎡	

[文案例]

新市の事務所の位置は、現 の位置とする。